

委員候補者の選定結果と選定経緯について

委員候補者の選定結果と選定経緯について、ご説明したいと思います。

情報公開のあり方、住民意見の聴取方法等については、公開の場で議論してまいりましたし、その審議資料、議事骨子、議事録等は、ニュースレターやホームページ上で公開しております。

しかしながら、委員候補者の選定については、非公開あるいは名前を伏せての審議を行いましたし、委員就任内諾作業については、委員と連絡をとりながら庶務の三菱総研と河川管理者が共同で、個々に対象者を訪問する作業を行ったことから、一般の方に、どのような状況であったかを十分にご説明できておりません。

この点については、一般の方の一部から「私達、参加者をいわば天井桟敷に押し上げたかたちで準備4氏が候補者名を符丁で読み上げるような調子でした。これでは公開審議とは名ばかりではありませんか。」といったご意見をいただいております（参考資料3頁、no3の意見を参照のこと）。

これまでは、ご本人の了承がないまま、個人名を出しての議論をすることはプライバシー保護の点で問題があると考え、個人名は伏せたまま審議して参りました。今回は、ご本人の承諾が得られましたので、公表することとします。

ただし、第3回会議で委員候補者としてリストアップしたが、ご本人の了承が得られなかった方が数名おられますが、この方については公表できませんのでご了承下さい。

また、ここで、委員就任の内諾という言い方をするのは、委員の委嘱をするのは河川管理者であり、準備会議はその候補者を選定する立場にあるからです。

まず、全体委員会の委員のお名前、専門分野、所属は、資料3の規約案4頁に示すとおりでございます。ただし、マスコミ分野等の候補者については、委員の意見が分かれており、これについては、後ほど、審議いたします。

< 全体委員会委員の推薦理由の説明 >

次に、各部会の委員のお名前、専門分野、所属は、規約案5～7頁に示すとおりでございます。全体委員会と重複する委員については省かせていただきます。

< 部会委員の推薦理由の説明 >

準備会議の役割は、河川管理者である近畿地方建設局長が流域委員会の委員を委嘱をするための候補者を選定するということです。最終的には、近畿地方建設局長の委

囑をもって正式に委員に就任いただくことになる予定です。

次に、このように委員候補者が決まった経緯を、順を追って、ご説明します。

< 第2回準備会議 >

第2回準備会議で、委員選定の枠組みとして、全体委員会を設け、その下に部会を設けることになり、それぞれの人数枠、地域住民代表を4人以上入れること、公募を実施することなどが決まりました。

< 第3回準備会議 >

一般公募83名、4人の準備会議委員からの推薦116名、河川管理者から参考として提出された225名を分野別に整理し、必要な資料を添付した上で、4人の委員によるリストアップ作業をいたしました。

ただし、プライバシー保護の観点から、個人名を出しての予備的な審議を4人の委員によって行い、公開の会議では個人名は伏せたまま審議を行うという方式をとりました。予備的な審議では、庶務の三菱総研のみが同席し、河川管理者は同席しませんでした。

その結果、全体委員会22名、琵琶湖部会17名、淀川部会20名、猪名川部会12名、そして、全体委員会との重複分を除いた数では52名の方が委員候補者の承諾をいただく対象者として選定されました。このうち、一般公募分は8名となりました。

また、第2回準備会議では、「地域住民代表」という言い方をしましたが、河川法において「学識経験を有する者」という規定があることから、「地域の特性に詳しい委員」という言い方をすることになりました。

< 委員候補者訪問作業 >

10月19日の準備会議終了後、ただちに、候補者の連絡先等の調査、訪問資料の作成、訪問予約作業に入りました。

そして、11月2日より、委員就任の内諾をいただくための訪問を実施し、9割以上は11月20日までに訪問を終えました。11月20日までに、ご都合がつかない方もおられましたが、12月8日までには必要な訪問作業を終えております。

なお、訪問は準備会議の庶務担当である三菱総合研究所の社員1名と流域委員会の設置者である河川管理者1名の体制で行いました。訪問時の資料は以下の通りです。

準備会議から内諾をいただくためのお願い文

準備会議の過去3回分のニュースレターとその要約

改正河川法の内容、準備会議及び流域委員会の役割等の説明文

(=第1回準備会議資料からの抜粋等)

連絡等のための個人データの記入票、流域委員会スケジュール調整表

、 は準備会議側が作成、説明し、 は河川管理者が作成、説明しました。

そして、この作業に関連して、以下のような事態が発生しました。

猪名川部会の地域の特性に詳しい委員候補者について

この部会については、地域の特性に詳しい委員候補者としては、この部会を希望する公募者が1人しかいなかったこと、4人の委員からも特に推薦される方がいなかったことにより、河川管理者から参考として提出された地域団体の中から個人を推薦することになりました。

しかし、その個人への訪問予約作業、あるいは、訪問の段階で、より専門性が高い方、平日の出席が容易な方といった観点から同じ地域団体の別の方を推薦いただいたケースが2つありました。これについて、4人の委員に諮ったところ、上記のような選定の経緯に照らして、これを認めることとなり、代替者の方への内諾作業を行い、内諾をいただきました。

この際、委員は所属団体の代表として参加するのではなく、個人として参加いただくことになること、したがって、代理での出席もできないことを説明し、了解を得ています。

全体委員会の自然保護分野の代替候補者について

準備会議で選定した個人から、所属組織の異動により、別の方が河川の主担当となったので、その委員の方がより適切だとの意見をいただきました。この意見を4人の委員に諮ったところ、所属組織の事情に照らしてこれを認めることとなり、代替者の方への内諾作業を行い、内諾をいただきました。

全体委員会のマスコミ分野の代替候補者について

第3回の準備会議では、マスコミ的立場から審議をする委員をいれることの重要性が議論され、マスコミ経験者で、現在は、大学教授として評論活動を行っている方を委員として推薦しました。

しかし、この方は、遠方に在住し、かつ、多忙で関西へはあまり来る機会がないという理由から辞退されましたので、代替の候補者の選定作業に入りました。現職でないマスコミ経験者としては適当な方がおられなかったこともあり、ある委員は代替候補者として、マスコミ現職の方を推薦されました。しかし、報道の公平性の点である特定のマスコミ所属の委員を選定することは問題ではないかという指摘が別の委員からあり、これについては第4回の会議で審議することとなりました。

全体委員会、琵琶湖部会兼任の環境教育分野の代替候補者について

環境教育分野の委員で校務のために都合がつかないという理由で辞退された方の代替者を4人の委員が選定し、代替者の方への内諾作業を行い、内諾をいただきました。

全体委員会の植物分野の代替候補者について

全体委員会、淀川部会兼任の植物分野の委員で辞退された方の全体委員会の代替者を4人の委員が選定し、代替者の方への内諾作業を行い、内諾をいただきました。

淀川部会の植物分野の代替候補者について

全体委員会、淀川部会兼任の植物分野の委員で辞退された方の淀川部会の代替者の選出について、4人の委員で意見が異なるため、再度、議論する必要があります。

委員候補者からの別の分野の委員の推薦について

ご自身が辞退してでも、推薦したい方がおられるので再考できないかというお申し出が1名の候補者からありましたが、4人の委員に諮ったところ、手続き上問題があるため、これを認めないこととなりました。ご本人への説明の結果、内諾をいただきました。

その他

基本的に訪問作業は庶務担当の三菱総合研究所と河川管理者が行いましたが、相当の方々に委員からも電話での連絡や依頼をしました。

訪問時には、辞退の意向を示された方について、委員から電話をし、内諾をいただいた方が2名います。

森林組合の方など森の現場に詳しい方を入れて欲しいとのご要望をいただきましたが、4人の委員に諮ったところ選出しないことになりました。